

最高裁秘書第3307号

平成30年8月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

6月6日付け（同月7日受付、最高裁秘書第2413号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成30年1月24日付け民事局長事務連絡「民事調停委員の再任等について」
(片面で5枚)

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすると民事調停委員の選任事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（再任に当たっての留意点等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(組ろ-06)

平成30年1月24日

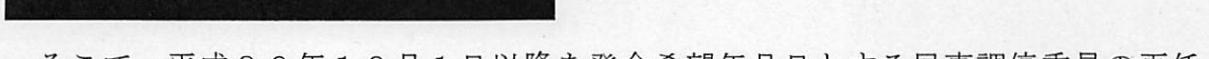
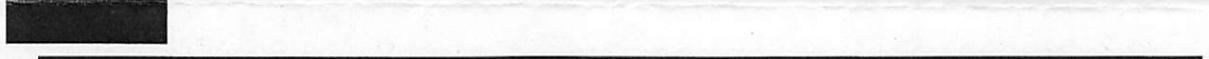
高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

民事調停委員の再任等について（事務連絡）

民事調停委員の任命については、平成16年7月22日付け最高裁民二第288号事務総長依命通達「民事調停委員及び家事調停委員の任免等について」（以下「総長通達」という。）及び同日付け最高裁民二第289号民事局長、家庭局長、人事局長依命通達「民事調停委員及び家事調停委員の任免手続等について」（以下「局長通達」という。）の定めによっていただいているところですが、



そこで、平成30年10月1日以降を発令希望年月日とする民事調停委員の再任

等については、別紙に記載した方針に沿って行うよう配慮してください。

(別紙)

1 の再任について

(1) 基本の方針（総長通達記第3の4参照）

ア

一

(ア)

(1)

ウ

工

(2) 事前協議（局長通達記第1の5参照）

2 70歳以上の者の再任について

70歳以上の者の再任については、任期中の実績のほか、専門的知識経験、意欲、能力等の有無を考慮して適否を判断する（総長通達記第3の3、4、局長通達第1の4参照）。

3 その他

(1) 事件の指定について

事件指定に当たっては、専門的知見の要否を含む事件の内容、特性等を考慮しつつも、各調停委員が十分な事件処理の経験を積むことができるよう各庁の実情に応じて十分配慮していただきたい。

(2) 専門家調停委員について

（3）年齢について

民事調停委員及び家事調停委員規則第1条の趣旨を踏まえ、多様な年齢層の調停委員を確保し、計画的に育成するよう配慮していただきたい。

（4）多様な人材の確保について

調停委員として多様な人材を確保するため、年齢のほか、性別、職業、専門分野等の構成比にも配慮しつつ、広く社会の各分野から適任者を得るよう、推薦依頼先の選定や推薦依頼の方法を工夫するなどの配慮をしていただきたい。

なお、推薦依頼等の際に、